
◇ 西 田 祐 子 君

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員、登壇願います。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） おはようございます。11番、西田祐子でございます。新しい総合事業について質問させていただきます。

平成12年度に介護保険制度がスタートいたしまして、16年たちました。介護保険制度は、負担と給付の関係を明確化したばかりではなく、介護を類型化、似たもの同士パターン化したということです。客観性を持たせたというところにすぐれた面があると考えられております。介護保険基本サービスの体系に分類されなかったサービスの重要性が最近一層浮き彫りになってきたと言われております。国の介護保険制度改正により、今までできなかったことが新しい総合事業で市町村の判断で取り入れることができるようになりました。白老町では、2017年4月から介護予防・生活支援総合事業の実施をしておりますが、その進捗状況を具体的に確認したいと思い、質問させていただきます。

1、介護保険法改正に伴う新しい総合事業について。

（1）、介護認定率と認定者数の10年間の推移と今後の見込みについて伺います。

（2）、介護保険サービスの利用状況とサービスの種類ごとの利用者数、まちの負担額と利用者負担額を伺います。

（3）、国が示した生活支援体制整備事業は、その他の生活支援サービスを提供するための事業ではなく、多様な主体が参加して地域をつくり上げていくための事業であります。10年かけて地域を変えていく事業とも言われております。まちとして多様な主体を具体的にどのような団体を想定していますか。また、その多様な主体といつ、どのような協議をされていますか。

（4）、現行の介護保険サービス、特に在宅の訪問サービスの現状と計画について伺います。

①、介護保険サービスでヘルパーができないサービスとはどのようなものがありますか。

②、ヘルパーができないサービスの支援を必要とする高齢者、障がい者が大勢いると思いますが、現状どのように把握されているでしょうか。

③、そのような支援をする担い手はどなただと考えていられますか。

④、支援に要する費用は誰が負担するとお考えでしょうか。

⑤、国の支援制度の状況について伺います。

（5）、現行の介護保険サービスの移動支援について伺います。

①、要介護者が利用できるサービスの行き先とサービスの内容について伺います。

②、要介護者で移動支援サービスを受けている人数と利用回数及び日常生活に必要な移動先はどのようなところかお伺いいたします。

③、要支援者は介護保険の移動サービスを受けることができませんが、要支援の方々も困っていると思いますが、現状把握をどのようにされていますか。

④、高齢者や障がいを持っている方々は、病院以外にも買い物、金融機関、役場などの日常生活のために必要な行き先はいろいろあると思います。その方々の介護の観点からも移動支援

は必要だと思いますが、まちとしてどのように考えていらっしゃいますか。

⑤、そのコスト負担を全て利用者が負担するのは大変だと思います。国の制度活用策とあわせて伺います。

⑥、全国では既に取り組み始めている市町村もあると聞いております。その先進事例を伺います。

(6)、見守りネットワークの成果と課題について伺います。

(7)、支援を求めている高齢者や障がい者がたくさんいらっしゃいます。介護予防・日常生活支援総合事業は今後いつまでに何をどのように実施されるのかお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

[町長 戸田安彦君登壇]

○町長（戸田安彦君） 介護保険法改正に伴う新総合事業についてのご質問であります。

1項目めの介護認定率と認定者数の10年間の推移と今後の見込みについてであります。介護認定率は平成17年度末で15.9%、27年度末で19.44%、認定者数は942人から1,408人となっております。なお、見込みにつきましては、29年度中に策定する第7期介護保険事業計画において算出することになっております。

2項目めの介護保険サービスの利用状況、種類ごとの利用者数、町と利用者の負担額についてであります。27年度末の実績では、訪問介護などの居宅介護サービス利用者数は724人、認知症グループホームなどの地域密着型サービスの利用者数は110人、特別養護老人ホームなどの施設介護サービス利用者数は272人となっており、特に要支援者の居宅介護サービスの利用度が高い状況であります。また、介護給付費総額19億982万円のうち、町負担額は2億3,872万円、利用者負担額は1億9,179万円であります。

3項目めの国が示した生活支援体制整備事業における多様な主体についてであります。生活支援体制整備事業は、協議体の設置と生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人など多様な主体による重層的な生活支援、介護予防サービスの開発や高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的としております。そのため、27年度に地域包括ケアシステム構築検討会を設置し、今年度は高齢者介護課に生活支援コーディネーターを配置しており、不足するサービスや担い手の創出、活動する場などを開拓するため、現在検討会などで協議しているところであります。

4項目めの介護保険サービスの在宅訪問についてであります。

1点目の介護保険でヘルパーができないサービスと2点目の支援を必要とする高齢者、障がい者の現状と3点目の支援する担い手については、関連がありますので、一括してお答えいたします。介護保険でヘルパーが提供できないサービスは、主に草取り、窓拭き、修理修繕などであり、町内では主に2カ所の事業所がこの介護保険外の生活援助サービスを担っております。また、年々単身世帯等の高齢者や高齢化した障がい者が増加している中、見守り、買い物、ごみ出し、外出支援など軽度の生活支援サービスの需要が高まっており、それに伴いサービスを提供する担い手も必要であるため、今後地域の社会資源を活用し、地域での多様な生活支援の基盤整備が求められております。

4点目の支援に要する費用の負担についてであります。NPO法人等で実施している介護保険外サービスを利用する場合の費用負担は、入会金や年会費とともに、サービスを利用する場合は利用チケットを購入し、利用時間や内容に応じてチケットで料金を支払う仕組みとなっております。

5点目の国の支援制度の状況についてであります。新総合事業は、要支援者等の多様な生活支援ニーズに対して地域の実情に応じ、多様な主体による柔軟で効果的かつ効率的なサービスを市町村で開拓することとなっており、財源は介護保険事業特別会計の地域支援事業費で賄うこととなっております。なお、新総合事業のサービス提供者に対する助成支援は、指定事業者による緩和したサービスでは経費に対し約9割の報酬払い、住民主体によるサービスでは運営費のうち間接経費となり、市町村が独自に設定できることとなっております。

5項目めの現行の介護保険サービスの移動支援についてであります。

1点目の要介護者が利用できるサービスと2点目の要介護者の移動支援サービスの利用者数と利用回数、日常生活に必要な移動先については、関連がありますので、一括してお答えいたします。介護保険で利用できるよう介護者の移動支援は、訪問介護サービスとして病院へ通院する際の通院乗降介助のみで、年間74人で利用回数は1,198回となっております。また、日常生活に必要な移動先につきましては、主に金融機関、公共施設、買い物先があると捉えております。

3点目の要支援者が利用できない移動困難の現状把握と4点目の介護予防の観点からの移動支援については、関連がありますので、一括してお答えいたします。要支援者については、介護保険での移動支援サービスはないため、通院等での移動手段として福祉有償運送や元気号バス、タクシー、公共交通機関等を利用されていると考えております。なお、今年度各町内会に訪問し地域診断をした結果、特に萩野から虎杖浜地区において高齢者の移動手段の確保に苦慮しているとの意見が多く出されております。また、介護予防の観点からも、高齢者等が買い物や趣味活動のためにみずからの足で出かけることが健康寿命の延伸につながることから、自家用車がない高齢者にとっては移動手段の確保については喫緊の課題として捉えております。

5点目のコスト負担のための国の制度活用と6点目の道内外の先進地の取り組み事例について、関連がありますので、一括してお答えいたします。国が示している新総合事業の多様なサービスでは、要支援者等に対する移動支援の訪問型Dサービスがあり、財源は地域支援事業で賄うこととなりますが、サービス提供者に対して間接経費の助成支援のみとなっております。また、現在のところ全国的に実施している市町村が少ない中、先進事例を参考に今後地域公共交通のあり方とあわせ検討すべきと考えております。

6項目めの見守りネットワークの成果と課題についてであります。26年度に高齢者、障がい者、子供たちが安心して暮らせるよう、町民の皆様や各関係機関などの協力を得て、見守りネットワークを立ち上げて以来、この3年間に金融機関など83事業所と協定を締結いたしました。年1回の全体会議では、関係者や町内会からの参加者が年々増加傾向にあり、また関係機関や地域の方から安否確認の依頼件数も増加していることから、町内見守りについて関心が高いことがうかがわれます。なお、27年度から本人などが見守りを希望する場合、町に申請すること

で町内会や民生委員等に個人情報をお渡しして、見守りを依頼する取り組みを実施しておりますが、現在5件程度であるため、今後もさらなる周知が必要と考えております。

7項目めの介護予防・日常生活支援総合事業の実施についてであります。現在の要支援者の予防訪問介護と予防通所介護が全国一律で提供されるサービスから市町村が実施する地域支援事業へと移行となります。なお、本町では29年4月から開始する考えでありますが、今後周知する必要があるため、2月以降に広報の掲載や住民、事業所、関係機関に対し説明会を開催する予定であります。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 1番と2番は関連がありますので、一緒にお伺いいたします。

まず、介護認定者、平成17年度で15.9%、942人だったのが今は昨年度は1,408人、ざっと計算すると366人ふえている。単純に計算すると4割から5割、5割までいかないけれども、4割以上ふえているという計算になります。また、居宅サービスとか、グループホームとか施設利用されている方々がこれでいくと1,100人ぐらいお使いになっていらっしゃる。この残りの方々はどのような方々で、なぜ利用しないのか、その辺を把握していらっしゃったら、まず1点目お伺いいたします。

2点目に、来年4月から行われる介護予防・生活支援総合事業は、今までの介護保険制度とどこがどのように変わるのか、利用者の立場からできるだけわかりやすくご説明していただければと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） まず、介護認定されている方に対して、サービスを利用されていない。サービスを利用されていないわけなのですけれども、利用していない方は特に安心料という形で、要するに今現在はサービスを使う必要がない、ただ認定を申請をして、介護度を安心のためにとりあえず申請しておきましょうという方がいらっしゃいます。また、今制度改正の中で新しい総合事業の部分なのですけれども、大きく改善される場所は、軽度者である要支援1の方の全国一律サービスのうち、ヘルパーさん、訪問介護の部分と通いの部分が市町村の考え方で単価だとかサービス内容が組み立てられるということがまず1点ございます。そのほかに、介護保険以外のインフォーマルサービスの部分を新総合事業の中で組み立てるような仕組みになっております。担い手も介護保険制度であれば資格を持っている専門職のほうが担う形になっているのですけれども、それが多様な担い手を想定して、多様なサービスを組み立てるような仕組みになっております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） またそのことにつきましては、随時1点ずつお伺いしていきたいと思っております。

(3)番目の生活支援整備事業の中の多様な主体、先ほどもありましたけれども、多様な主体の方々と地域の資源を活用してやっていくというような答弁ありましたけれども、多様な主

体の方々ともう既にいつ、どのような協議をしてきているのか、まずそこをお伺いいたします。

そして、多様な主体の方々というのは、答弁書を見てもボランティアとかNPOとか民間企業、社会福祉法人はわかりますけれども、例えばボランティアというのはどういうボランティアなのか、そしてどのような方々がどんな役割を持ってボランティアをされるのか。また、そのような方々は地域のどんなところに存在して、どんな仕事をしていらっしゃる方々というか、年齢層とかそういうのを考えていらっしゃるというか、ただのボランティアといってもいろいろあるものですから、漠然としているものですから、その辺をどのように捉えていらっしゃるのか。

2点目に、NPO法人、またNPO法人もいろいろな法人があると思います。NPO法人も具体的にこの方々の役割というのはどういうものなのかというのを伺いいたします。

3点目に、介護サービスを提供する方々、民間事業者の構図が地域の経済性や質の高いサービスを将来に向けて安定的に供給していく重要なシステムであるというふうに国のほうでは言っておりますけれども、そのような民間企業と仕事として採算のとれる仕組みなどの話し合いをされているのかどうか、これをお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） まず、生活支援体制整備事業というそのものなのですけれども、国で言っている部分は生活支援コーディネーターの配置と、それから多様な主体による人たちが集って協議体を設置しなさいというふうに言われております。それで、本町では昨年度まず協議体を設置しております。その協議体は、地域包括ケアシステム構築検討会という名称で国が言っている協議体を設置しております。それをまず3部会構成にしております。特に今こちらの生活支援の部分にかかわるものについては、3つの部会の中の生活支援、住まいという部分が担っております。そこの部会の中にはここに示しておりますNPO法人、わらびさんだとか、それだとか民間企業でいけば商工会の会長さんだとか、または社会福祉協議会だとか、そういった今後多様なサービスを開拓するために必要な情報交換をする意味で昨年度設置しております。それで、昨年度はその部会を3回開催しております。今年度はまだ1回しか開催しておりませんが、そこでいろんなボランティアの問題、課題を解決するために話し合いをしているところでございます。

〔「民間企業」と呼ぶ者あり〕

○高齢者介護課長（田尻康子君） 民間企業の部分については、まだ新しいサービスを開拓するために個別に協議はしていませんが、その部会の中で民間企業を入れて、テーマに沿った話し合いをしているところでございます。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） そこのボランティアの方とかNPOの方とか民間企業の方々、この方々が多様な主体であると、社会福祉協議会も含めてそうであると。そこに高齢者事業団ももちろん入っているのかなとは思いますが、民間のボランティアの方々を集めて協議体、地域包括ケアシステムというものをつくっているということなのだと思いますけれども、今まち

の中で聞くと、例えば町内会長さんとか、あとそれから児童民生委員の方々とか、次から次と色々なことを、例えばこの方々は災害時のときのそういう体制もやっていますよね。もう手いっぱいだと。そして、なおかつ年金の関係もあって、皆さん結構年金いただけるまで働きたいという方もふえてきて、実際にこのところで集まってくださるボランティアの方々、本当にどのくらいいるのかなとちょっと1点目は心配しています。

2点目の民間企業の方々とは、採算性のとれる事業でなければならないと思うのです。多様な主体で協議会の中で地域ケアシステムというのはわかるのですが、民間の方々には民間の方々で一つのグループをつくって、その中で自分たちができる仕事って何なのだろうと。灯油の配達サービスはしますけれども、灯油をポリタンクに入れたやつを家の中の自分のちっちゃなストーブ、それに入れることができなくなっている高齢者がいる。ごみを集めるのはできるのだけれども、そのごみをごみ箱まで持っていけなくなっている高齢者がいる。いろいろな形で高齢化が進んできている中で、そういう民間の方々が担わなければならないサービスというか、お願いしなければならないところがいっぱい出てきている中で、そういうことをやってくださる方、仕事としてやる方、網戸を取りかえたりとか、窓拭きの事業をやっている方もいらっしゃいます。そういうようなプロの方と本当に安いボランティアの代金でやっている方、こういうところ分けてやっていく必要あると思うのですが、その辺はどこまで進んでいらっしゃいますか。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 日常生活上の不足しているサービスを開拓する部分のことかと思えますけれども、まず国でも言っているところなのですが、不足しているサービスについては介護事業者、専門職以外に多様な民間サービスも活用してというふうに言われております。そうしたところで、その不足しているサービスの部分もさまざまございます。今議員がおっしゃったように、ごみ出しの部分だとか、それだとか買い物困難な方の部分だとか、さまざまな部分がありますけれども、その部分について開拓する役割として生活支援コーディネーターが中心となって開拓していく役割になっております。その中に、ボランティア的な部分と民間でご商売として行うサービスと大まかに分けられるかと思うのですが、ただ、今現在相手がいるものですから、ちょっと時間をかけて今後少しずつ進めていく考え方でおります。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） ボランティア、民間の方々、特に民間の方々と時間をかけてやっていきたいとおっしゃっていますけれども、私はここは急ぐべきだなと思っております。地域の中で人口がどんどん減少していく中で、衰退していつているわけです。この事業というのは、新たなビジネスモデルになっていくのだろうと私は感じていますので、その辺は早急にやっていただきたいなと思っております。

次に、生活支援体制整備事業の中の今おっしゃった生活支援コーディネーター、設置してとおっしゃっていますけれども、生活支援コーディネーターの方の人数、報酬、資格や要件、そして活動範囲と現在この方々が抱えている課題などがありましたら、具体的にお伺いいたしま

す。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 生活支援コーディネーターは、今現在1名でございます。そのコーディネーターを補佐する役割として、地域おこし協力隊員も1名配置しております。同じように不足するサービスの担い手発掘だとか、ほかの民間団体とか、そういうところと連携しつつ、町内会もそうなのですけれども、連携して今動いていただいているところでございます。生活支援コーディネーターの報酬の関係ですけれども、これは特別会計の中で臨時職員として特別会計で担っております。それで、生活支援コーディネーターの今の活動に対しての課題でございますけれども、今年度コーディネーターを配置したばかりで、上半期の部分については地域診断ということで、約107町内会に対して課題だとか、問題だとか、皆さんのご意見をいただくために動いていただいております。今の状況でございますけれども、今やっただいただいているところは、来年度町内にお住まいになっている高齢者の方たち向けに福祉ブックみたいな、生活上いろいろと宅配だとか、クリーニング屋さんだとか、高齢者の方たちが知りたい情報を載せるガイドブックを作成する作業に入っております。実際今議員のおっしゃっていた多様なサービスを開拓するというところまではちょっと手が回らない状況でございます。それも少しずつやっていく状況が必要になってきているわけなのですけれども、ただ一つ一つ時間がかかるものですから、そういった課題を抱えております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 理事者のほうにお伺いいたします。担当課長は時間がかかるというふうに言っていますが、この法律は随分前からやらなければならないということで、期限は平成29年4月からやるというのが最終期限でございます。これについてはなかなか進んでいないみたいなのですけれども、どうお考えでしょうか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今担当課長のほうから、本町における新総合事業の関係について状況説明がありました。確かに議員が今ご指摘になられたように、多様なサービスをどういうふうにして構築していくかというふうな部分での具体的なところ一つ一つについては、確かにまだまだ精査したり、もっと広い範囲で開拓していかなくてはならない部分は持つてはおると思っておりますけれども、実質的には先ほど言った協議体をつくり、そして今年度から生活支援コーディネーターを配置しながら、そこに協力隊の方も補助的な部分をしながら、今町内会での地域診断を行いながら、そのサービスのあり方、要求度、内容、そういったものについてこれから構築は早急に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 私は、人数が足りないなら足りないように、そこはやっていかなければならないだろうなと思っております。ほかの市町村の例なんか伺いますと、生活支援コーディネーターを設置する。普通は大体3名くらいを設置しているのだと。そうしないと、一人

のコーディネーターが、いろいろな立場の方がいらっしゃるわけです。先ほどからお話あるように、要支援の方、要介護の方、また身体障がい者の方とか、元気だけれども、普通の高齢者の方々とか、いろいろな方々のパターンがあって、そのパターンにそれぞれ合わせた中で、それぞれの地域のコーディネーターの方々が専門的にこの人たちにはこういうふうにしたらいいのではないかという相談体制もきちっとしていかなければならない。そうなってきたとき、私は地域おこし協力隊が悪いと言っているのではないです。地域おこし協力隊の方というのは、あくまでもこれはサポーター的な存在であって、今新しく始まる支援総合事業、これを組み立てていくための一つの新しい形、これから10年かけてつくっていくのだと言っているのです。きちっとしたものを早急につくっていただかないと、高齢者の方々がサービスを待っている間に死んでいってしまうということがどんどん起きてしまわないように、私はそう思っているのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 国では2025年まで、多様なサービスの開拓というところのテーマ与えられております。そこで、今大きな問題として、担い手の部分が壁にぶつかっているとところが現状でございます。国では介護保険制度を改正する一環の中で、介護職員が不足しているということで、新しい総合事業に関して市町村でその分を開拓しなさいというふうに言っておりますが、実際白老町の状況を見ても、65歳以上のまだ就労している方が多いわけなのです。実際ボランティアの担い手だとか、多様なサービスを担っていただく人材の年齢層を考えますと70歳以上というところになると、その方たちがどれだけのサービスをしていたのかどうかという課題も抱えております。そういったところも含めて、なかなか一遍にいろんなサービスを開拓できない状況でおります。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 課長をこれ以上いじめたらかわいそうなので、ここは言いたいものだけれども、言わないでおきます。今後の課題としてぜひ受け取っていただければと思います。

次に、在宅での介護保険外サービスを受け取る方々についてなのですが、私は生活福祉支援券というものをぜひ白老町でも考えたらいかがかなと思うのです。先ほど言いましたように、除雪とか、草取り、窓拭き、大型ごみの片づけなど生活全般に利用できるもので、これは単身高齢者とか高齢者のみの世帯で特に生活保護世帯、それと町民税非課税世帯を対象に考えてはいかがでしょうかというものなのです。先ほど答弁ありました。介護保険外サービスは誰がやるのだ、誰が負担するのだと、この支援に要する費用の負担はだれですかと。入会金を払って、年会費を払うなどして、そしてチケットを買って全額自分でやっているわけなのです。でも、これではお金のある方々は何とかかんとか自分の身の回りはできます。でも、本当に今言った高齢者のみで生活して、また単身高齢者の方で生活保護世帯で町民税非課税世帯、こういう方々にもこういうチケットを考えていかなければいけないのではないかなと思うのです。次の質問に係るのですけれども、今タクシーチケットなんかも一部出しているかもしれませんが、白老町で独自にできるサービスの一つとして、これからどんどんそういう高齢者の方々

にサービスを自分で自己負担でやってもらう中で、どうしてもこういう方々が取り残されてしまう。この辺は理事者の方はどうにお考えなのか、今後検討し、実現していただける可能性があるのかどうなのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 本町の高齢化率を見ますと、今10月末で41.8%ぐらいになってきております。前年の同月から見ますとやはり1.5ぐらいふえてきている状況でありますから、高齢化率がこういうふうなことで急上昇といいますか、非常な割合の速さできているということは、本町の今後の調整の中においての大きな課題だというふうな位置づけはしっかり持っております。ただ、これをどういうような形で、今議員がおっしゃったような生活支援の部分の介護保険外のサービスの適用がなかなか受けられない。今出てきた生活保護を受けている方だとか、非課税の方の単身の高齢者の方々含めてのそのあり方については、十分考えて今後の状況のつくり方をしていかなければ、まち全体の中でそういう認識は、高齢者に対する福祉をどうするべきかという認識は持ちながらも、具体的な部分で保険外のサービス適用のところに大きな財政を使っていくべきなのか、それとももっと違った形で、今新総合事業の中で出てきている制度的なものも利用しながら、ではどういうふうにしていくべきなのか、その辺のところは十分検討していかなければならないところだと思っております。ただ、根本的なところでは、高齢者の福祉というのは今大事にしていかなければならないという認識は強く持っております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） この問題は、福祉灯油とよく似ているなと思うのです。福祉灯油というのは灯油だけに特化されているものなのですけれども、今言った福祉生活支援券というのは福祉灯油ではないいろんなものに、こうやって例えば500円とか、そのくらいの券にして、そして使えるようにしたらどうですかという提案ですので、ぜひ私は実現していただければなと思います。

次に行きます。移動支援について伺います。平成27年度の元気号バスの乗客数は2万7,463人と、9月の議会のときにそういう答弁がありました。今年度の乗客数と前年対比でどのようになっているのかお伺いたします。

また、10月から開始された乗り合いタクシーの今までの乗客数、また新たに乗降場所をつくり、さらに電話受け付けもするようにしていると言っていますけれども、その理由と今後の見込み客数、さらにこれ利用されている方々からどのような、試験運行と言っていましたので、実際に使っている方々のご意見、どういうようなものがあるのかお伺いたします。

○議長（山本浩平君） 西田議員、5点目の質問の中に入るのでしょいか。

○11番（西田祐子君） （5）。

○議長（山本浩平君） 現行の介護保険サービスの移動支援ですよ。

○11番（西田祐子君） はい。

○議長（山本浩平君） 若干介護サービスとは離れている部分もあると思いますが。

○11番（西田祐子君） いえいえ、介護保険サービスをもらっている方がほとんど乗っている

と思うものですから。

○議長（山本浩平君） 関連があるということで、その部分で答えられる部分で回答をお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） それでは、今のところは後ほどに移します。

まず、移動支援ということなのですが、先ほど質問いたしましたけれども、（5）の現行の介護保険サービスの移動支援についてということなのですが、移動支援を受けなければならないような移動困難者というのはどのような方々かという、要介護認定者の方、要支援者の方、また今後発生するであろうチェックリストの方、それから生活保護、母子家庭の方々に車を持っていない方々、また健常者の方々に自家用車、ご自分で車を運転できない方々、こういう方々が対象になってくるのです。この方々の問題点は、まずタクシーの問題点が1つあって、これは白老町は近くでタクシーに乗るといいのですが、竹浦とか虎杖浜まで行ってしまうと物すごく料金がかかります。商店に行ったりなんかするにしても金融機関に行くにしても、非常に遠くて料金が高いということ。2点目に、介護の介助の有無ということです。今言ったように要介護者とかでは支援者、チェックリストの方、それから身体障がい者の方々が移動したくてもお金の精算など目が悪くてよく見えない方とか、JRに乗りたいたけれども、JRの駅前でおろされるのではなくて、実際にホームまで今白老町で行けるかどうかという問題もあります。

次に、元気号バスの問題点は、同じく高齢者とか移動制約者の方々から考えて、まず障害者の方々から考えるとバス停まで歩いていられない。何か物を買ったとしても、途中で重たくて家まで持って帰れない、こういうような問題があります。こういう問題を抱えている中で、この移動困難者の方々をどのように助けていけるのかというふうに考えていかなければいけないと思うのです。今現在のタクシーチケット、身体障がい者の方々に6枚つづりを、タクシーと介護タクシーで利用していると思います。これは、福祉有償運送事業者も利用できるようにできないのかというのが1点目です。

2点目に、タクシーチケットをもう少し拡充して考えられないかと。福祉交通券みたいなもので、今言った移動制約者のうち、生活保護世帯、それと町民税非課税世帯の自家用車を持たない世帯のみに支給する。これは、元気号バスにも乗りたいたけれども、もう乗れなくなってきていると、またタクシーに乗りたいたけれども、高くて乗れない。泣く泣く福祉有償運送でなければ病院も行かれない、買い物にも行かれないという方が随分ふえてきています。今そこで乗り合いタクシーというものも町でつくってはいるのですが、果たして、その人たちから

してみるとやはりドア・ツー・ドアというのが一番の理想になってくるので、こういうものを拡充していくお考えを持ってはいかがかなというのが私の質問でございます。それについて、理事者のほうがいいのかしら、お伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 身体障がい者の方に対するタクシーチケットが福祉有償に使えるかというお話かと思えます。現況としましては、福祉有償という考えは、タクシーの2分の1ということで一律100円ということで現在運用しております。議員おっしゃられるのは、その部分に関してタクシーチケット助成ができないかというところよろしいでしょうか、タクシーチケットにおいてその部分についても助成ができないかというところというふうに。

〔「福祉有償運送事業者も使えませんか、拡充しませんかという質問」と呼ぶ者あり〕

○健康福祉課長（下河勇生君） 対象者がタクシーチケットを福祉事業者に使えるかどうかということでしたか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○健康福祉課長（下河勇生君） 現況は個人負担ということですので、今現在使えるかどうかというところは、即答はちょっとできないですけども、考えてみたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 今後検討したいということですか、答えとしては。

○健康福祉課長（下河勇生君） はい。

○議長（山本浩平君） では、続けてどうぞ。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 今のタクシーチケットの部分は、国の制度も関係する部分がありますので、先ほどみたいに検討はさせていただきたいと思っております。

もう一つの拡大はどうかというところで、現状におきましては要介護、要支援、そして身体障がい者の方が福祉有償を使っております。この部分を拡大ができるかどうかというところも持ち帰って考えたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 今下河課長は持ち帰って考えたいというふうに答弁いただきましたけれども、タクシー業者さんと介護タクシー業者さんと福祉有償事業者さん、この方々の差というのはですか、使えない理由というのは何かあるのでしょうか、そこだけ教えてください。タクシーチケットを使えない理由。福祉有償運送事業者さんが使えない理由。

○議長（山本浩平君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 使えない理由というのは、私今現在承知しておりません。基本的にいいますと、福祉有償に関しては個人が払うというところですので、それに対してタクシーチケット等の助成ができるかどうかというところ、申しわけないです。今ちょっと把握しておりませんので、持ち帰って現状を確認させていただきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 今のこっちで答えられるの、仕組み自体が違うの。

高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） タクシーに対してのタクシーチケットということではタクシーが対象になるので、それはできますけれども、ほかの輸送の手段の料金に係るものを支払いするとしたら、それに対する助成としてはできると思います。

〔「できる」と呼ぶ者あり〕

○地域振興課長（高橋裕明君） ええ。タクシーチケットではないですけども。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） だから、助成をふやすという意味ですよ、もしやるとしたら。そういうことだと思います。有償事業者に対して。それをやるということではなくて、そういうことの検討はできる。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

もう一度、高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） タクシーチケットの助成ができるかというご質問ですから、タクシーでないものには使えないですけども、そのほかの福祉有償に助成をするということではできますということです。

○議長（山本浩平君） では、先ほどの元気号のほう。

高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず、1点目の28年度の状況ですけども、先ほどおっしゃっていたように、27年度は2万7,463名ですけども、28年度の10月までの時点で1万1,830人、予測で申しわけないですけども、28年度は2万人切るぐらいの人数になると予想されております。

それから、乗り合いタクシーの乗客数ですが、10月が1日平均1人ぐらいだったのですが、11月に入って1日平均1.5人、そして今回12月7日から乗車場所を5カ所ふやしましたので、その近況としてはふえているというふうに聞いております。

それから、乗られた方の意見ですけども、やはり便数がふえるということは助かるということなのですが、若干、料金については500円ということで普通の路線バスと変わらない料金なので、そこが意見として言われる方もございます。ただ、一番最初に無料運行した経緯もございまして、そのときに極端に利用者がいたかといえば、そんなにいなかったという実態はあります。それから、あとはより一層という意見なんですけれども、朝の便をふやしてほしいですとか、元気号はステップとか高いので、こちらのほうが楽というようなご意見いただいていますし、12月7日からは予約にしていますので、予約することに抵抗があるのか、ないのか、その辺を今後見ていきたいというふうに思っております。

〔「電話はしていないの、さっき電話受け付けると」と呼ぶ者

あり]

○地域振興課長（高橋裕明君） しています。先週からですけれども、5カ所から乗車できるということで、電話予約という形で行っておりまして、電話予約は現在入っている状況です。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

[11番 西田祐子君登壇]

○11番（西田祐子君） この事業は456万2,000円、乗り合いタクシーということで試験的に行ったわけなのですけれども、今大体わかりましたけれども、1日平均1.5人、1日3回町立病院から出ていたのに1.5人しかいないというふうな形で、さらに朝の便がいいというふうな意見が出ていると。その辺の調整を今後どのように考えていらっしゃるのかというのが1つ目です。

2つ目、電話の受け付けをしていらっしゃるということなのですけれども、誰が電話の受け付けをしているのか、どこに電話をするのか、その辺の答弁がなかったのも、そこを私たちが実際に使う場所に、今議会ですから、公の場所ですので、ぜひ宣伝の意味も込めてお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 意見等を受けての今後の関係ですけれども、今までは病院だけの発車というか、病院発でしたので、その状況を見たときに、曜日によってやっぱり差があるのです。病院1カ所から乗るということで、病院の診療の曜日も関係しているのかなとは思っていますけれども、ただ11月の下旬になってきて、3便走っているのですけれども、3便とも乗車があったり、五、六名という、そういう日も出てきていますので、利用者はそういう情報が行き届いて、乗る方は何回も乗るようになっていくのかなということは予想されております。

それから、予約についての電話ですけれども、これは白老交通さんのほうに1時間前に電話を入れていただくということにしております。

○議長（山本浩平君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 済みません。先ほど福祉輸送に係る要件検討するというお話しさせていただいたのですけれども、今ちょっと確認取りましたら、対象者が限定されておまして、介護保険法の要介護者、要支援者、あと障害者福祉法による身体障がい者、肢体不自由児、内部障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい等というふうに限定されておりますので、福祉有償としてできるのはこの範囲となります。

[「そこは知っているよ、そこ聞いていない」と呼ぶ者あり]

○健康福祉課長（下河勇生君） ですので、拡大はちょっと。

[「拡大って言っているのは、福祉有償運送に使えるかって聞いている」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） それはもう終わったから、いいでしょう。

11番、西田祐子議員。

[11番 西田祐子君登壇]

○11番（西田祐子君） 今福祉有償運送のこととか、それからタクシーチケットとか、元気号バスのこととか乗り合いタクシーのこと、いろいろお伺いいたしました。地域公共交通活性化

協議会、つまり元気号とか乗り合いタクシーの担当は地域振興課のほうで担当していらっしゃるんですね。そして、福祉有償運送の運営協議会の主宰は健康福祉課の課長だと思います。この2つの課がそれぞれ担当していらっしゃるのですけれども、今下河課長が図らずもおっしゃいましたけれども、元気号とか乗り合いタクシーとか福祉有償運送を使っている主な方々、きょうの答弁にもありましたけれども、約6,000人からの方、その中でどういう人が使っているかといいましたら、先ほども言いましたけれども、まず要介護認定者、要支援者、それから身体障がい者、それから肢体不自由児、内部障がい、人工透析ですね、知的、精神、発達障がい、またそれらの付き添いの方々と限定されているわけですけれども、身体障がいとか知的障がいは下河課長のところですが、要介護認定者とか要支援認定者とか高齢者の担当は管轄するのは高齢者介護課長なのです。この課題に対応するためにこれらの乗り合いタクシーとか元気号とか福祉有償運送の運営協議会、これを主宰していると思うのですけれども、この3つの課が一堂に集まって高齢者介護課から出された高齢者の問題とか、そういうような問題、それを課題に対して解決する仕組みになっていると思うのでよろしいのでしょうか、どういうふうになっているのでしょうか、その辺は。まず、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 今地域振興課のほうで地域公共交通の全体の検討を進めております。通常地域公共交通と申しますと、JRとか路線バスとかタクシーとか、そういうものを総称して言うておりますけれども、今回検討に当たっては、そのほかに福祉有償運送ですとか、スクールバスですとか、各個人病院のバスですとか、買い物バスですとか、そういうものも含めてちょっと検討しておりますので、協議会がスタートしたのですけれども、その中にも高齢者介護課の職員に出席してもらったり、あと健康福祉課とも連携しながら進めておりますので、その辺のことも地域公共交通に含まれるということで連携してまいりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 私の質問の意図と答弁がちょっとずれているなど私は感じています。というのは、私が言っているのは、高齢者介護課の課長が担当しているところの多くの町民が今言った地域公共交通とか福祉有償運送を使っている大部分の方々だと思うのです。普通の健康な高齢者とか介護認定を受けていないような人たちは、これに乗る機会というのは少ないと、その割合というのは本当に少ないと思うのです。そうやってきたときに、高橋課長が悪いのではなくて、地域振興課の中にその職員が入ってどうのこうのではないと思うのです。問題はこっちにあるのではなくて、高齢者とか介護を受けている人のところに問題が生じているわけです。この大きな問題をきちっとその会議の場でもってみんなが共有できているのかということが私は問題だと思うのです。

申しわけないのですけれども、若い男性と80くらいのおばあちゃんと、一人で暮らしていたときにどれだけの違いがあるか。若い女性と若い人たちが暮らしている社会と高齢者だけが暮らしている社会。今そしてなおさらのこと単身高齢者とか、本当高齢者のみの世帯とかふえていますから、この間も、うちの家族のことですけれども、長靴買ってあげたら、名前も書いて

あげたら、そして袋も渡してあげただけけれども、そのときお天気がよかったので、1カ月くらい前だったので、そんなもの要らないと思っているのか、そしたら1カ月たってしまったらその長靴どこ行ってしまったのだから、これが高齢者の世帯です。2人で見ているはずなのだけれども、2人とも覚えていないと、どうしたらいいのだ。これが高齢者の本当の世帯だと思う。それをこちらのほうの地域振興課とか健康福祉課の課長とかがその問題をまず話し合う3者会議が私は必要だと言っているのです。その中で情報を共有して、それを地域活性化協議会とか福祉有償運送の運営協議会におろしていく仕組みが必要なのではないでしょうかというふうに質問したつもりです。ですから、これは理事者の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 地域公共交通所管しているのは地域振興課で、私のほうの所管になります。それで、今ご質問の趣旨にあったとおり、健康福祉課であったり、高齢者介護課であったり、それらの課題がいろいろ山積しています。今ご質問の趣旨にあったとおり、そういうことがしっかり3者で協議されて、地域公共交通の協議会の中にそれをちゃんと諮って、どうしたら解決できるか、そういうシステムづくりに入っていますので、ご質問の趣旨にあったとおりの対応をしていきたいというふうに考えます。ですので、解決型に展開していこうということで、いろいろあります。デマンドがいいのか、バスのステップが高い、低いもありますし、クッションがやっぱりタクシーのほうが腰が痛い方は乗りやすいとか、いろいろありますし、今買い物一つにしても、西田議員がいろいろ課題あることはご指摘されましたけれども、そういうことをしっかり連携した中で解決していく、そういう単にまち全体の地域公共交通、加えてそういう福祉、そういった部分もその中で検討協議していくという場で立ち上げたというところの協議に入っている状況でございます。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 休憩前の質問事項なのですけれども、移動支援、それと福祉生活支援、この2点につきましては私は福祉生活支援券、または移動支援に対しては移動支援券、こういうものを考えてはどうかと提案させていただきましたので、ぜひ考えていただけるようお願いしたいと思います。これは、大事なことだと思います。この次の質問にそれもつながっていくものですから、まずそここのところをお話しさせていただきました。

次に、見守りネットワークについてです。高齢者、障がい者、子供に対する地域見守りネットワークを図ることを目的に実施していますけれども、どこの地域に単身高齢者世帯、また高齢者のみの世帯があるのか把握していますか、またその実態調査はどのようにされていますか。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齡者介護課長（田尻康子君） 単身世帯だとか、見守りが必要な世帯の部分でございますけれども、大体こちらのほうで押さえているのは、萩野から以西のほうが多く集中しているというふうに捉えております。ただ、どこの地域に特化しているという話でもなく、町内全般的にそういった世帯が増加しているのは間違いない事実でございますが、特に先ほど言った萩野以西のほう集中しております。特に先ほどお話ししました地域診断を行っている中でそういった実態も把握している状況でございます。

〔「単身世帯どのくらい、何世帯くらい、数字はわかんない」と
呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

田尻高齡者介護課長。

○高齡者介護課長（田尻康子君） 大変申しわけございません。

これ24年の4月末現在の数字でございますけれども、65歳以上の単身高齡者数が2,394世帯ということで押さえております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 白老町にある世帯は全部で約九千五、六百だと思います。そのうちで、24年の4月ですから、もう今大体計算すると3,000世帯近くになっているのかなと。そうすると3分の1の世帯は完全に高齡者のみの世帯、単身世帯というふうになると思います。その中で、見守りネットワークの生活支援サービスの利用者の立場で考えて、そういうような見守り支援ネットワークをつくっていくということになると保健師さんから聞き取り調査をしていると思うのですけれども、一体どのような状況になっているのか伺います。

○議長（山本浩平君） 田尻高齡者介護課長。

○高齡者介護課長（田尻康子君） 単身世帯の方の実態把握の関係でございますか。

ほとんどの方がお一人で住みなれた地域で、元気な方は白老町が行っているさまざまな事業に参加していただいている方もいらっしゃいますし、または年齢にもよるのですけれども、特に後期高齡者になれば介護認定受ける方が多くなりますので、そういった方は介護サービスだとかを受けている方もいらっしゃいます。特に見守りネットワークの中で問題視されている方につきましては、認知症疾患患っている方で、自分の生活が維持できない方、その中で徘徊される方だとか、またはごみが屋敷の中にふえてきているだとか、そういうことで地域となかなかつながり持てない方もいらっしゃるような状況もございます。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 私は、これはもうちょっと具体的に説明してほしかったなと思うので

す。実際に高齢者の単身世帯というのはどういう状況になっているかというのと、先ほどもちらっとお話ししましたがけれども、ごみを分別できなくなっている。ごみを集めても、外に持って行ってごみ箱まで持っていけなくなってくる。実際に自分が飲む薬とか、そういうものも把握できなくなっている。さらに、買い物に行っても買って来たものを全部一遍に食べてしまうのです。これは2日分だよとかと言ってあっても、全部食べてしまったりとかして、次の日食べない状態になっていたりとか、そういうことを見守りしていくというのはすごく難しいことだし、前にも私町長にもお話ししたことあるのですけれども、そういうような方々の面倒見ていらっしゃる方はほとんどが保健師さんということが多かったのですけれども、今は現実的にまだ保健師さんやっっているのでしょうか。今はやらなくてもいいような、わらびさんとか、ふれあいの里さんとか、いろいろな仕組みでサポートしてくれている企業さんとか、そういうのがあるのでしょうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） まず、見守りネットワークの趣旨でございます。見守りネットワークは、孤立死、孤独死だとか、徘徊だとか、高齢者の分野でいけばそういったさまざまな問題抱えている方をいかにいち早く発見をして、それを心配な方を高齢者介護課、地域包括支援センターにご連絡していただくことで、うちの職員が出向いて、それで確認し、問題解決をするというまず目的、趣旨がございます。そういった中で見守りする方の関係でございますが、今この3年間で関係機関、いろいろさまざま83事業所と提携を結んでおりまして、その中には当然金融機関だとか、新聞配達だとか、または町内会、民生委員、または地域住民、または介護保険事業所、さまざまところでそういった何かご心配な方、異変を感じているところを、配食サービスなんかも入っているのですけれども、配達員の関係も入っていますが、そういった方で異変を感じたらこちらのほうに連絡していただくところの仕組みで、今年度何件かご連絡いただいて対応しているという実態がございます。保健師も地域に出向いてご訪問する関係もございますので、何か異変があれば当然対応するというところの役割は持っております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 今課長説明してくださったのは、見守りネットワークだと思うのです。何かあったら教えてくださいと、そして受けますよね。私がさきに言った話は、受けて、誰が解決するのですかということなのです。それ保健師さんやっているのですか、誰がやっているのですか、解決を。だから、事務的な手続とかいろんなこととかありますよね、例えばぐあいが悪くなって倒れていたと、では救急車呼ぼうとか、その人は一人で暮らしていたのだったら、その人の入院するための洗面道具とか、そういう道具は誰が用意するのだ、着がえはどうするのだ。そういうようなことを一体誰が、見守りネットワークつくるのを私はだめだと言っているのではないのです。そこで誰が問題が起きたとき解決するのですか。解決する仕組みがちゃんとできているのですか。保健師さんだけが責任を持ってやっているのですか、誰が責任持ってやっているのですかという話を私はお伺いしたいのです。例えば長期入院だとなつたと

きに、今冬ですから、水道の水を誰落とすのですか。変な話ですけれども、そういうようなことも、ストーブもたかさっていたら切るとか、単純な普通の生活の中で問題を起こしたその人が、家族が来て対応してくれるのならいいのだけれども、そうでない場合は誰が解決するのですかと、そこをお伺いしているつもりです。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） ご心配な方のご連絡をいただいたときに、例えばの一例を言いますと、配食サービスの配達員の方がお弁当を必ず直接ご本人に渡す仕組みになっているのです。渡せなかった場合、ドアをたたいてもなかなか返事がないといった場合は、当然包括支援センターのほうに連絡来るわけなのです。そうしたときに、こちらのほうとしてはうちの職員と、鍵がかかっている場合は基本的にうちのほうで窓を割って入るわけにはいかないので、警察を呼んで、警察同行のもとで確認するわけなのですが、例えばまだ息がありました。それで、救急に搬送されました。その後に冬であれば水の落としだとか、火を消さなければいけない状況は、うちの職員がやっております。ケース・バイ・ケースで、ご近所にお子さんだとか親族の方がいらっしゃったら、その方々がやるわけなのですが、全くいない場合についてはうちのほうが最後のその部分はさせていただいているところでございます。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 大変だろうなと私は思っております。個人の財産を結局管理していかなければいけないわけですから、そういう仕組みづくりも私は今後必要になってくるのではないかなと思っております。そういうことを考えたときに、現場にいるケアマネジャーとか、それとか保健師さん、こういう方々の情報ですか、地域見守りの人たちも保健師さんとか、そういう方々のお話を聞く勉強会みたいなものをきちっとして、多くの町民が意識を高く持たなければ、この仕組みを私は完結していけないのではないかなと思うのです。人のことではないのだ、自分のことなのだ。隣のうちに、チャイム鳴らしたから、二、三日姿見えないからって、そう簡単にも行かれないし、簡単にそれもできないしというところが今の世の中で、それをやっていく保健師さんが本当にそれでいいのだろうか。そういうチームを見守りネットワークの中できちっと構築しなくていいのだろうか、ちょっと心配で思っているのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。私は、保健師さんとか、そういう人方を聞く講演会というか、勉強会1つと、そういうチームというものをきちっと構築したらどうですかというのと2つお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） この部分については、保健師のみならず、保健師は業務も多岐にわたっておりますし、見守りする部分についての対応のほうは今うちの包括支援センターには保健師以外に社会福祉士だとか主任ケアマネジャーとか専門職がございまして。また、地域にも居宅支援事業所のほうにケアマネジャーとかおりますけれども、ケアマネジャーは介護認定者の利用者に対する対応をしているというところで、いち早く何か問題ある部分についてはうちの包括支援センターにご連絡来ますし、ですのでそういった庁内の専門職とはいろんな

場面で情報交換はしている状況でございます。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 私は、この問題のところの根っこのところで民生委員の方、各地に必ず民生委員の方がいらっしゃらなければ無理かなと非常に思っています。民生委員のいない地域もあると思うのです。これは、課がまた違うのです。高齢者介護課と違って、生活環境課かな、どこになるのですか、介護福祉。

〔「健康福祉」と呼ぶ者あり〕

○11番（西田祐子君） だから、こういうものって、国の今やっている事業というのはこういうふうにいるんな課にまたがってくる問題なので、こういうところも課長大変だと思いますけれども、ぜひ町内民生委員の方いないような地域が出ないように、民生委員の方のお力をおかりして、何とか高齢者、そういう方々の対応をしていただけるようお願いしたいなと思います。

次の質問に行きます。御用聞きわらびが先進的な取り組みをしております。今のような問題の中で、ことだけでも約30件以上の市町村、道庁からの講演依頼が来ており、本州からも視察が来ております。また、道が講演依頼しているという脚光を浴びておりますけれども、こういう組織がもっと必要になってくると思います、今後。まず、道内でもほとんどないし、全国的にもないから、本州のほうからも視察に見えるのだらうと思いますけれども、まちとしてどのように評価していらっしゃいますか、考えていますか、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） まず、今議員のほうからありましたわらびさんにつきましては、私どもも行政としてそういう役割が、先ほどからずっと出てきていますけれども、介護保険外のサービスをどういうふうにして提供していくかということに対しては、そのような業者のあり方というか、それは今議員のほうからこういうふうな視察も多いというふうなことで高く評価の言葉があるということは、行政のほうとしてもそういう認識は持っております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 副町長が高く評価してくださっているということで理解させていただきました。

最後の質問になりますけれども、最近イノベーションという言葉がもてはやされておりますけれども、よく耳にします。これは、イノベーションというのは物事の新しい結合、新機軸、新しい切り口、新しい捉え方、新しい活用を創造する行為だと言われております。新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人、組織、社会の幅広い変更を意味しております。今の日本は、これが非常に求められております。つまり、それまでの物、仕組みなどに対して全く新しい技術や考えを取り入れて、新たな価値を生み出して社会的に大きな変化を起こすことを目指しております。

今新しい総合事業というのは、イノベーションを今発揮するときかなと私は理解しておりま

す。新しい技術ではなくて、今まであるものをいろんな形から見る、新しい切り口、新しい捉え方をしていかなければならないのだろうと理解しております。その中で、今まで話させていただきましたけれども、新たなソーシャルビジネスの担い手として、例えば今のわらびさんなんか評価が高い一方、厳しい経営状態だと聞いております。もう一方のNPO法人さん、そちらも非常に経営が厳しいと聞いております。新総合事業の担い手育成、支援が必要だと思っております。まちとしてこういう担い手の育成、支援などをどのように考えているのか。実際にはきちっとした支援をしていかなければだめだと思うのです。

一番最初に答弁いただきましたけれども、住民主体によるサービスの運営費のうち、間接経費は市町村が独自に設定できることになっておりますと、こういうふうに答弁していらっしゃいます。5点目の国の支援制度の状況、これを白老町は行っていないわけなのです。来年の4月からも行う予定がない。でも、こんなのでその事業所が結局経営難だからやめますということになってしまったら一体どうなるのかということ考えたときに、実際に市町村が独自に設定できることになっておりますというのですから、早急にやるべきだと思うのです。私の最後の質問とさせていただきます。このような事業は一日も早く支援の手を差し伸べ、そして間接的経費をきちっと出し、そしてソーシャルビジネスとして発展させていくべきだと思いますけれども、町長の考え方をお伺いし、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） これまでのご議論をしてきた中で、高齢者がこのように非常にうちのまちも、先ほど言ったような11月末で41.85ぐらいの数字になってきております。非常な速さで増加している現状の中であって、今議論の中にあつたように、新総合事業をいかに具体化していくかというのは早急にしっかりと中身を持って考えていかなければならないことだと思います。そのことが今議員がおっしゃったうちのまちでの福祉、高齢者福祉に対するイノベーションというか、そういうところにかかわってつながってくるのではないかなというふうに思っております。

そういう中であつてさまざまな、今回の新総合事業の中において多様な主体の方々がそこにかかわっていく、そういうところをつくり出していくわけですから、いろんな方法を考えていかなければならないだろうと思っております。今議員のほうから具体的にわらびさんとか、そのほかの業者の件もありましたけれども、それら個々にということではなくて、一般的にというふうなところで考えていったときに、人的な支援というのはそれぞれの事業者の中におけるさまざまな人員配置とか、いろいろなご事情もあるだろうと思うのです。ですから、その運営の中に直接的に入っていくということは具体的にはできないだろうと思っておりますけれども、そういう業者、NPO法人も含めて、それからさっき言われたボランティアも含めて、そういう人たち、福祉にかかわる人たちを多くしていくということは、これはまちの政策として今後は十分考えていかなければならないと思っております。

それから、運営支援のほうは、今ありましたように新総合事業の中における地域支援事業費において、訪問型サービスだとか通所型サービスの提供をする中の運営費の中の間接費の問題だと思います。それについては、来年度中には早々に事業者と協議をきちっと進めて、今後の

あり方については十分事業者とともに検討を図ってまいりたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 私は、来年度中というのは遅いと思っています。これ平成29年の4月からやる事業であれば、ちゃんときちっと29年の4月から補助できなかつたらおかしいのです。それがおくれて、おけている。そして、副町長、ボランティアの方、先ほども言いましたでしょう、いないと。結局は福祉有償運送の方々2カ所だって、町から一円も補助金もらわないで事業やっているのです。元気号バスにしたって、乗り合いタクシーにしたって、社会福祉協議会にしても、高齢者事業団にしてもみんな町から補助金もらっているのです。その中で運営費というものがちゃんと、運営費というのですか、最低限の核なるものがある中で仕事をしています。ところが、全額自分たちがやっている中で果たして本当にそんなボランティアが続いていくのか。新しい世代に私は続いていかないということを申し上げておきたいと思えます。ですから、これは来年と言わないで、できるだけ早く。本来であれば来年の4月から実行しなければ、この新総合事業の意味がないと私は思っておりますので、最後に町長、理事者の方のご答弁を伺いたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 議員のおっしゃるところは、重々肝に銘じて、早急に始めなくてはならないということは認識しております。そして、先ほどからずっと申し上げているように、うちのまちの状況からすれば、その取り組みが一日も早くしっかりと構築されていかなければならないと、そのことも認識をしているわけです。ただ、今挙げた中での補助の問題につきましては、高齢者事業団は高齢者事業団の最初の出だしの法的な位置づけがあつての補助金のあり方であります。今回例に出されたNPOを含めて、その部分について先ほどお話ししたように間接経費の問題としてしっかり、だからその新総合事業の中でのあり方を含めて協議をしてまいりたいというふうに強く思っています。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして11番、西田祐子議員の一般質問を終了いたします。